

ピンク・レディ「パブリシティ権」事件

【事件の概要】

雑誌中の記事に芸能人の写真を無断で使用した行為が、当該芸能人の「パブリシティ権」侵害の不法行為に該当しないと判示した事案。

【事件の表示、出典】

H21.8.27 知財高裁平成20年(ネ)第10063号事件
(原審・東京地裁平成19年(ワ)第20986号事件)
知的財産権判例集 HP

【参照条文】

-

【キーワード】

パブリシティ権

1.事実関係

女性デュオ「ピンク・レディー」を結成していた芸能人である控訴人らが、出版社である被控訴人に対し、被控訴人発行に係る本件雑誌中の記事において、控訴人らの写真14枚を無断で使用したことが控訴人らのパブリシティ権を侵害する不法行為である主張し、損害の賠償を求めた事案の控訴審判決である。

なお、原判決は、本件事案における控訴人ら(原告ら)の写真の使用が控訴人ら(原告ら)の顧客吸引力に着目し、専らその利用を目的としたものと認めることはできないとして、控訴人ら(原告ら)の請求をすべて棄却した。

2.争点

- (1) パブリシティ権侵害の有無
- (2) 故意過失
- (3) 損害

3.裁判所の判断(争点(1):パブリシティ権の侵害の有無)

著名人の氏名・肖像の使用が違法性を有するか否かは、著名人が自らの氏名・肖像を排他的に支配する権利と、表現の自由の保障ないしその社会的に著名な存在に至る過程で許容することが予定されていた負担との利益較量の問題として相関関係的にとらえる必要があるのであって、その氏名・肖像を使用する目的、方法、態様、肖像写真についてはそ

の入手方法、著名人の属性、その著名性の程度、当該著名人の自らの氏名・肖像に対する使用・管理の態様等を総合的に観察して判断されるべきものということができる。

・・・

(本件記事の記載内容、 写真の大きさ、 記事と写真の関係を認定し)

以上によると、本件写真の使用は、ピンク・レディーの楽曲に合わせて踊ってダイエットをするという本件記事に関心を持ってもらい、あるいは、その振り付けの記憶喚起のために利用しているものということができる。

・・・

以上を総合して考慮すると、本件記事における本件写真の使用は、控訴人らが社会的に顕著な存在に至る過程で許容することが予定されていた負担を超えて、控訴人らが自らの氏名・肖像を排他的に支配する権利が害されているものということとはできない。

(下線付加)

4.検討

本件は、知財高裁として、パブリシティ権侵害が違法となる基準を示したものであり非常に興味深い事案である。

(1) パブリシティ権とは

ここで、知財高裁は、パブリシティ権の意義について次のとおり判示した。

「芸能人やスポーツ選手等の著名人も人格権に基づき正当な理由なくその氏名・肖像を第三者に使用されない権利を有するということができるが、著名人については、その氏名・肖像を、商品の広告に使用し、商品に付し、更に肖像自体を商品化するなどした場合には、著名人が社会的に著名な存在であって、また、あこがれの対象となっていることなどによる顧客吸引力を有することから、当該商品の売上げに結び付くなど、経済的利益・価値を生み出すことになるところ、このような経済的利益・価値もまた、人格権に由来する権利として、当該著名人が排他的に支配する権利(以下、この意味での権利を「パブリシティ権」という。)であるということができる。」

すなわち、パブリシティ権とは、人格権に由来する経済的利益・価値に関する権利であり、著名人のみが有することができる権利である。

(2) パブリシティ権の侵害

ところで、著名人は、その肖像が新聞、雑誌等に掲載された場合、常に、パブリシティ権侵害を主張できるわけではない。例えば、正当な報道、評論、社会的事象の紹介のために著名人の肖像を利用する場合まで、当該著名人のパブリシティ権を侵害していると扱うことは妥当ではない。

そこで、当該使用行為がパブリシティ権を侵害する違法行為であるか否かの判断基準が必要であるところ、その基準を示したものが本件裁判例である(「3.裁判所の判断」の

下線部参照)。

(3) 批評

本件判決は、パブリシティ権侵害の基準を導くに際し、「著名人の氏名・肖像の使用が違法性を有するか否かは、著名人が自らの氏名・肖像を排他的に支配する権利と、表現の自由の保障ないしその社会的に著名な存在に至る過程で許容することが予定されていた負担との利益較量の問題として相関関係的にとらえる必要がある」と判示している。

下線部分は、要するに、“著名人は一定限度でパブリシティ権が制限されているという事実がある。そのような事実を前提として、著名人となったのだから、一定範囲でパブリシティ権が侵害される状態は我慢すべきである”という趣旨であろう。

この様な、パブリシティ権そのものの性質を前提として、パブリシティ権侵害の基準となる各要素（(「3.裁判所の判断」の下線部参照)）を本件判決は示したものであるが、各要素が意味するところは、明らかでなく、同基準をもとに、他の事案におけるパブリシティ権侵害の有無を判断することは著しく困難である。

例えば、「肖像写真についてはその入手方法」という要素は、どのような入手方法であれば、人格権の経済的利益・価値に関するパブリシティ権侵害を基礎付けるものか、また、「著名人の自らの氏名・肖像に対する使用・管理の態様」については、十分な管理が行えていない、すなわち、パブリシティ権侵害と思われる態様の使用行為を放置してきた場合には、別途異なるが同レベルのパブリシティ権侵害は否定されるものか、明らかではなく、同種事案における判決が積み重ねられていくことを待つしかない状況である。

もっとも、パブリシティ権侵害を判断することの困難さは、著名人の肖像を使用する側の「表現の自由」への配慮を要するパブリシティ権の性質上やむを得ないと解される。

本件判決を通じ、裁判所は、パブリシティ権侵害が明白な事案（著名人の肖像を無断でカレンダーに使用）を除き、広範囲に渡ってパブリシティ権を保護しようとする立場には立っていないことのみ理解することが可能であろう。

（弁護士 井上 義隆）